

会議録

平成26年第6回 藤沢市子ども・子育て会議及び
藤沢市次世代育成支援施策推進委員会

日時 2015年（平成27年）3月24日
14:00～16:30
開催場所 防災センター3階 会議室
出席者 18名
傍聴者 0名
議題 (1) 地域型保育事業の認可について
(2) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について
(3) その他
・藤沢市子ども・子育て支援事業計画（案）について
・保育所整備計画（ガイドライン）（案）について
・放課後児童クラブ整備計画（案）について

<各議題についての委員からの意見・質問等>

■議事1 地域型保育事業の認可について

事務局 木村より資料1により説明

○家庭的保育事業について、保育にあたる人の人数と有資格かどうか教えていただきたい。（津久井委員）

→資格については、4人全員保育士資格を持っている。人数については、定員が3名、5名、3名、5名となっている。家庭的保育補助者を複数配置する予定で認可申請を受ける予定である。（事務局）

○人数について、どのような場合が何人かはまだ分からないのか。（津久井委員）

→今認可申請を受け付けている段階であり、予定の名簿としては伺っている。変わる可能性もあるが、「さくら保育室」3名、「KIRA☆KIRA☆ROOM」4名、「ばんび保育室」3名、「ちゅうりっぷ」は資料提出がまだのため確認ができていない。（事務局）

○資料1の一番下の▲トータルが不足しているということか。（金井副委員長）

→今回この計画の中で、H25年度に実施したアンケート調査をベースに作っている量の見込みに対しての不足数ということである。（和田委員）

○小規模保育事業について、戸建てなのかマンションなのか、建物について知りたい。(津久井委員)

→「どれみちやいんど保育室」は既存のテナントビル 2 階部分を借りて運営していく予定である。「湘南よつば保育園」は既存テナントビル 1 階部分を活用して設置していく予定である。「保育ルーム フロール」は既存建物 2 階部分を活用して設置する予定である。「保育所キッズらんど羽鳥園」は既存建物の 1 階部分を活用して設置する予定である。いずれも建物の一部をお借りして設置する予定である。(事務局)

→家庭的保育事業の方は戸建てなのか。マンションなのか。(津久井委員)

→「さくら保育室」「KIRA☆KIRA☆ROOM」「ばんび保育室」については、戸建てである。「ちゅうりっぷ保育室」については、マンションの 1 階部分を賃貸して実施している。

→なぜ建物のことを聞いたかと言うと、私の娘が東京に住んでおり、認可に入れなくて雑居ビルの 3 階の保育室に預けていた。見に行ったことがあるが、夏になるとベランダにビニールシートを敷いてプールを出してやっている。それは分かるが、やっぱり園外に出したくてもエレベーターを使って子どもを連れて行くのはとっても大変であり、1 学期中は外に出してもらえなかったりする。職員の数がいないと外に出すのはとても大変だと思う。通常園庭があれば保育者 1 人でも部屋の中でも外が見えるが、それを屋外に出そうとすると担任プラス 2 人いないと出かけることが非常に難しい。そういう加配をきちんとしないと例えばビルの中で火災があった時には子ども達を連れ出すのが大変等あると思うので、保育の質が落ちないような形で指導は必要なのではないか。その辺りをどのように考えているのか。

→家庭的保育事業、小規模保育事業共に低層階で保育を行っており、3 階以上というところはない。非常時の場合の避難も含めた質の確保には十分配慮した施設ということで認可をしている。(事務局)

○単純な質問だが、小規模保育のところに個人と株式会社があって、株式会社代表者の記載のみである。これだと何という会社なのか分からないが、こういう記載をするものなのか。会社名を教えてください。(瀬木委員)

→会社名についてですが、「湘南よつば保育園」は株式会社ストーブカンパニー、代表者氏名が齋藤氏です。「保育園キッズらんど羽鳥園」は株式会社キッズドリーム、代表者氏名が川邊みどり氏です。(事務局)

→関連して、ストーブカンパニーやキッズドリームは他にもこのような事業をされているのか。(秋田委員)

→株式会社ストーブカンパニーについて、現在湘南台でこのよつば保育園を運

営しており、藤沢型認定保育施設としてお子さんを預かっている施設になる。この藤沢型保育施設の湘南台よつば保育園を小規模保育事業として認可していくというものになる。また、保育所キッズらんど羽鳥園も同様に藤沢型認定保育施設からの認可となり、キッズらんど羽鳥園の他にもう1園、辻堂駅前でも同系列の園を経営している。(事務局)

○確認させていただきたい。家庭的保育事業、小規模保育事業について、待機児童が多くいる中で、特にその待機児のほとんどが3歳未満児だと思うので、そこへの対応としてはこうした施設の方々にしっかりやっていただくことが重要だと思う。一方、他の地域において悲しい事故等がいろいろと起きているかと思うため、小規模ゆえに事故安全のことについてしっかり手立てしおかないといけない。

また、津久井委員からあったように子どもにとって十分な心地よい生活、そしてまた、発達の上で必要な豊かな生活経験というものが出来るようにする、そのことはとても重要である。例えば、なかなか戸外での活動を確保するというのは大変であります、それをしなければ子どもは豊かに育っていくことはできません。おそらく認可にあたって点数を付けながらしっかりと認可をしたと思うが、その辺りが分からない。それぞれの園がどういうところをクリアしてきたのかということがこの資料だけでは分かりにくい。是非、認可した後のチェック体制をしっかりとさせていただきたい。

特に気になるのは連携施設等が経過措置となっているので、この辺りもしっかり対応していただいて一人一人の子どもの命を大切にすることがあった上で、この会議で報告をしっかりと聞きしたいと思う。(増田委員長)

→委員長からお話いただいた件については、設備運営に関する基準という条例を昨年の9月に条例化させていただいている。基本的には国基準を踏襲しているが、保育士の配置基準や屋外の遊技場の確保なども基準に規定しているため、そちらを満たしているかどうかを厳正に審査している。

また、連携施設については、確かに条例の中で政令に従い5年間の経過措置としており、現在連携施設というものが完全に確保できているという状況ではない。現実的に2歳のお子さんは翌年確実に3歳になって行き先の確保というのがすぐに出てくることになる。行政がしっかりバックアップして行き先の確保という部分については責任を持った対応をしたいと考えている。(和田委員)

■議事2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について

事務局 武井より資料2により説明

○経過措置をとられる時に給食費をマイナスにするということだが、マイナス額がそれぞれの階層によって変わるということか。この辺りの考え方を教えていただきたい。(新實委員)

→家庭的保育事業の給食費については、今まで給食を持ち込みで事業として実施していたが、今後、自園調理にした場合は3号認定、2号認定というところをお願いするようになる。しかし、現在自園調理していないところについて、この経過措置を…。(事務局)

→例えばB2だと3,500円が2,500円ということか。(新實委員)

→そうです。(事務局)

→C1の場合は6,000円が4,300円になるということはマイナス1,700円。B2の場合はマイナス1,000円。マイナスされる数字が違うので、どうしてそうなったのか教えていただきたい。(新實委員)

→現行の利用者負担を勘案しての経過措置設定となっている。(事務局)

○確認だが、3ページの1号認定を払う人は施設給付型に移行したい3園の幼稚園に通う方が払う内容ということで、家庭的保育の方はここに記載されている利用者負担額は、今回認可を受ける4つの家庭的保育事業を受ける人のための基準になるのか。(小林委員)

→そのとおりである。(事務局)

■議事3 その他(藤沢市子ども・子育て支援事業計画(案)について)

事務局 川口より資料3により説明

○すごく読みやすくなっている。配慮が必要な子どもなど言葉表現が優しくなっていてとても読みやすい。また、ライフステージごとの一覧表もあり今まで以上に目に優しいという分かりやすい内容になっていると思う。

38ページの自助・共助・公助の言葉の説明があり分かりやすいが、最近、互助という言葉がよく使われている。この子ども・子育て支援というのは文科省だけではなく厚労省、内閣府というかたちで共同した考え方、総合的な考え方というのが含まれているのであれば、福祉分野でもよく使われている互助、それも併せて37ページの中で互助をいれた方がいいのではないか。これから行政は財政的に厳しくなっていくので、やはり互助という概念は非常に大事だと思うので、是非入れていただきたい。

→自助・共助・公助について補足説明させていただきたい。福祉分野、特に高齢者福祉の部分で今、地域包括ケアシステムの構築というのが検討されている。

その中で自助・共助・互助・公助という考え方がる。共助・互助について、この子ども・子育て支援事業計画の中では、地域、近隣の住民お互いに助け合いましようというところを共助というかたちでまとめさせていただいている。ここが、福祉分野、特に高齢者福祉の分野で、介護保険制度、養護保健制度を活用して介護保険サービスや医療サービスなど様々な保険サービスを受けるというのを共助という考え方で整理しており、互助のところ、いわゆる子ども・子育て支援事業計画で言っている共助である地域での声かけや見守り等、ボランティア活動や住民組織での活動ということで整理されている。子ども・子育て支援事業計画においては、ここはあえて共助というところで地域住民に期待される役割というようなかたちで整理させていただいた。(事務局)

→一般的に共助という言葉は耳慣れない。互助の方が皆さんに馴染んだ言葉のような気がする。(津久井委員)

→互助というのは、どちらかというとお年寄りの方とかの互助会とか、そういうイメージが強い気がする。それより共助の方が共に助け合う感じの意味合いとしてふさわしいのではないかと個人的に感じる。(國尾委員)

→私も共助というのは実は知らなくて、互助は以前働いていた職場で互助会というのがあったので知っていた。(星委員)

→例えば、ファミリー・サポート・センターを若いママたちが使っている場合、時として友達同士が入って、友達同士で預けて「ありがとうね」「お互い様よね」というかたちで終わっているが、それだと保障が怖いということを考えて、二人がファミリー・サポート・センターに入って友達同士で預けている。それを利用することで安全性の確保を自分たちで守っているという使われ方もされている。そういう意味の共助という仕方もあるのであれば、全くそういうことを使わずにお互い様に子どもを預かったり預けられたりしている関係の方もいるので自助・共助プラス互助と入れていただきたいなと私個人は思う。(新實委員)

○藤沢市として子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまちというところが全面的にきちんと打ち出されていると感じた。48ページの子どもの居場所の充実というところだが、経済優先ではなく子どもたちの育ちを大切と考えたところで、やはり地域のしっかりした大人の見守りのところで子どもたちがのびのびと生活できる居場所は本当に大切だと思う。そういうところを一層充実していけたらと思う。

40ページや41ページで言葉の区切り方が少し気になった。86ページの下から2段目の子ども発達相談のところだが、「障がいかもしれない」という段落で、やはり「障がいかもしれない」という表現が見ている方にとって気になる方にはかなり気になると感じた。例えば、「特別な支援が必要かもしれない」とか「発

達の違いを見つけた時点から」とか、何か「障がいかもしれない」という表現ではない表現があったらより良くなるのではないか。(國尾委員)

○80 ページのワーク・ライフ・バランスの推進、働きやすい環境づくりに向けた啓発ということで、産業労働課がワーク・ライフ・バランスを向上する推進というかたちで記載していただいている。社会でワーク・ライフ・バランスが実現されるためには、働いている人、経営者それ以外の一般市民がワーク・ライフ・バランスという概念を理解しないとイケない。こういうワーク・ライフ・バランスの意識啓発に関しては、該当者だけではなく、その周りの市民全体に対して啓発をしていただきたいと思う。これは産業労働課だけか、生涯学習課かどこでされるのか、あるいは連携されてもいいと思うので、市民全体の意識啓発という取り組みの方向性を持っていただきたい。

もう1つは、子どもに対しても将来のためや、また高校生ぐらだとブラックなバイトに入らないようにという形で、やはりワーク・ライフ・バランスというのは子どもを含めた全体の意識啓発という事業の方向性をもっていただきたいなと感じた。(新實委員)

→なかなか社会全体としてはワーク・ライフ・バランスが整っているのかといえばそうではないと実感している。ご指摘いただいた仕事と家庭との両立の推進のところでは当事者以外への啓発だが、3点目働きやすい環境づくりに向けた啓発のところには広報紙による制度の啓発や情報提供ということが記載されている。いただきたい意見を踏まえて、何か事業課とも市から発信できるものがあれば取り組みの方向のところに記載できればというふうに思っている。(事務局)

→全体的に取り組みの方向まで来ているが、さらに大事なことはその後どういう事業が展開されたか、またそれをどのように評価・点検するのかということがこの会議でも出てくるところである。企業側としてはやっぱりワーク・ライフ・バランスが進むのは行政の施策である。行政としてこうなさい、こうすべきだという一つの方向性を明確にすることにより企業は取り組みやすくなる。そういうものがない間に企業の方から率先して実施していくのはなかなか難しい。したがって、広報紙への掲載もただ単にワーク・ライフ・バランスの解説みたいなのを載せても「そういうものか」程度で終わってしまう。ワーク・ライフ・バランスに取り組んだ企業を広報紙で大々的にそういった評価として、市民に「この会社はそういうところに力を入れていい会社ですよ」と検証制度的なことを市民の人に周知することによって「あの会社はそういうことに取り組んだ良い会社なのね」と、また働いている人が「私の会社はそういうところで市の方から評価されたんだ」というような施策作りをしていただきたい。(金井副委員長)

→企業についてだが、ご主人がお産の時に休暇が取りやすいような制度を藤沢市や企業さんが作っていただけると嬉しいと思う。(中田委員)

→そういうつもりでいる。やはり、行政の施策について企業が動くと思う。まして中小企業は、非常に大企業優先的にベースアップ、ベースアップと言っているが、それによって従業員確保が非常に難しい状況になっている。そんなところにスポットを当てながら従業員の確保をしていくことが非常に大事なので、産業労働課の方に一步も二歩も進んでいくような施策をお願いしたい。(金井副委員長)

○45 ページ、現在未就学児までしか預かり事業を行っていないと思うが、できれば小学校低学年くらいまでのお子さんを預かっていただけるようになると凄く助かる。(星委員)

→現在、取り組みとして就学児のお子さんについては課業日であれば、この後、児童クラブの部分の整備計画のご説明をさせていただく。土日の部分や児童クラブでないところでの確保となると、今ファミリー・サポート・センターのところが本市の取り組みである。委員ご指摘の、13 事業の一つである一時預かり事業についての就学児のところは研究していく課題であると認識している。(事務局)

→預かるということではないが、地域子供の家が全ての小学校区ではないが各小学校区にある。そのような場所に遊びに行ってくださいと見守る人もいるので、そういうのをご利用なられるか、利用料金がかかるがファミリー・サポート・センターも預けることができる。児童クラブについては、今の段階では一時的なお子さんを預かる段階までは出来ない状況のため、ご理解いただきたい。(平岩委員)

→私、子供の家の運営委員をやっているためお話したい。先日委員長会議があり、話の中でこれからどうなるか分からないが、確かに見守る人が各2名おり、見守りを10時から17時までしている。しかし、誤解されては困るが、預けるという形での捉え方はしていただきたくない。この施設で子どもたちが安全に遊べるようにということで見守っている。預けられた特定の子どもたちを見るという形をとっているわけではない。昨日も開館から閉館まで91名ぐらいの子どもたちが出入りしている。大人目線で子どもたちが怪我をしないように過ごすところなんです。そのため、ある程度ルールに沿って利用して遊ぶというかたちになる。(秋田委員)

○49 ページから 51 ページにかけて、子育て支援グループの養成があるが、先ほど委員が言った互助のことを考えていた。確かにサポートする側、支援者は

必要だが、互助という面では、お母さん同士がサークル活動をしたり、また同じ課題を持った人が助け合うようなサポート、そういうことを公共施設の中で親同士のグループが活発に活動できるような支援が市民としても必要なのではないか。そういう互助の部分も支援していただくような事業を展開していただきたい。(有田委員)

→活動をする場というところでは、公民館活動については社会活動団体としては施設をお使いいただけるということで子育てサークルへの支援ということも行われている。様々な活動をする場所の提供というのは、市民の家や公民館等であるかと思うので、サポートは継続させていただきたい。財政的な支援というところでは、子育て団体もかなり数多くあるので、なかなか手が行き届かないかなと思っているが、なるべく自由に活動ができるということでの場所の提供をさせていただきたいと思う。(事務局)

○88 ページの子どもの貧困対策の推進、よく報道等で6人に1人が貧困家庭であると聞く。お子さんがいる家庭の6人に1人であり、私が想像している以上に貧困に苦しんでいる方がいるのではないかと思う。是非、ここに書いてあることを期待している。ただ、今言った6人に1人に対して次のページに書いてある表の支援が本当にできるのか。おそらく設備的にも財政的にもすごくかかると思う。今、日本中で力を入れていかないといけないですし、本市ではと結んであるので、こちらの方をやっていただければと思う。(大森委員)

→平成27年4月1日から困窮者自立支援法が完全施行されることもあり、本市も福祉部門で生活保護になる前の困窮をされている方への支援という取り組みを試行的に11月から始めている。4月から本格的に施行させていただくところで、お子さまがいる、いないに関わらず市としての出来る限りの支援をさせていただきたいと思っている。また、その中でお子さんがいる家庭については89ページに記載させていただいているような支援を引き続きさせていただきたい。特に福祉部門の施策については、寄り添ったかたちでの丁寧な支援を心がけている。(事務局)

○すべての子どもと保護者の方々にとっての良い子育て支援となりますように、絵に描いた餅にならないようお願いしたい。そして、川崎のような痛ましい事件が二度と起こることがないようにしっかりと子育て支援を市でしていただきたい。

もう1点、保育施設の認可ハードルが下がっているので、質が落ちることがないようにチェック機能をしっかりといただき、大切な子どもたちの命を大切に育む支援として見守っていただきたい。(國尾委員)

○全体に関わることだが、先日卒業式が市内の各校で行われた。そのなかでどの子どもも夢を語る。どの子どもも将来に向けて夢を語り夢を持っているという中で、そこを支えるというのがまさしくこの子ども・子育て会議かなと感じている。今日の中では子育て支援というところがどうしても大人が支援するというイメージが強いが、子どもが直接のところの環境を整える子ども支援というところに重きを置いて、そこを外すことなく事業を展開されていくのが良いのかなと思う。(小泉委員)

○99 ページの内容の中の「確認を受けない幼稚園」という表現が、何か可哀想である。確認を受けていない幼稚園はいいのかしらみたいな、あまり良い表現ではないのかなと思うので、もし良い表現があれば変更してもらいたい。(小林委員)

→委員ご指摘のとおり、先ほどお話が出ました給付施設に移行する3施設で、下段の「確認を受けない幼稚園」というのは従来の幼稚園であり、私学助成を受けている幼稚園等、表現の方法は相談させていただきたい。(和田委員)

○97 ページ「保育の必要性」の事由というところで、新制度になって変わったことが右側に書いてある。その中の①就労のとことでパートタイムの方等も使えるということも新制度の大きな特徴である。ニーズ調査でもフルタイムで利用したいよりもパートタイムの短時間で利用したいという方が多かったと思う。先ほどの一時保育の利用など、学齢期のお子さんを預かっていただけるところがまだ十分でないということも考えてもパートタイムしかなれない方も多い中で、資料2の1ページ(2)パートタイムの利用者負担が保育標準時間認定の1.7%減でしかない。これは国の基準ですし、利用者側からすると確かにそれ以上収入が減っても保育所を変えるということはないので、確保していただきたいところはある。しかし、やはり市の独自方策として、今後やはりパートタイムの方も新しい制度を利用しやすいような補助制度を考えていただきたい。(瀬木委員)

○放課後児童クラブ整備計画の11ページには、障がい児等への対応と入っていてとても良かったと思った。事業計画48ページ、子どもの居場所のところの放課後児童健全育成事業の取り組みの方向、この中には一言もそのことについて触れていないので、是非障がい児等の受け入れに対応するというところを一文入れてほしい。(津久井委員)

○私は128ページにつきる。問題はやはりこれからの5年、どういう事業が展

開されるかということだと思う。方向性は出ているが、この計画に関わる課が正直どこまで力が入るかが非常に不安である。この計画は藤沢市の計画であるので、内部の会議の中で部長さんにパワーを発揮していただき、これは藤沢市の計画だということを理事者の皆さんにも理解していただき、また、部以外の課の方も理解していただき、藤沢市の今後の人材作りという視点で行政の中でパワーアップをお願いしたい。(金井副委員長)

→この計画の個別事業については、各部の総務課を通じて各課の方に投げさせてもらって何回も修正しながら皆さんに提示させていただいた。これからの推進体制について、全庁的にこの会議等を開催しながら執行体制を適切にこれから5年間やっていきたいと思っている。(平岩委員)

○42ページのライフステージだが、とても見やすくできたが、私のイメージとしては見開きで使ってもう少し事業を書かないと切れ目ない施策がどのようなところにあるのか読み取れないと思う。できればもう一工夫していただきたい。これだけ厚いもので全部を読めば藤沢市の施策は分かるが、市民の中で全部をお読みになる方はいないと思う。概要版を作らないと広く市民に周知できないと思う。今のような全体像が、やっぱり藤沢市は素晴らしいな、何かあった時に頼れるなというような概要版をぜひ作っていただきたい。本当に知ってほしい方に情報がいくかということ、なかなか難しい。そういう意味で、基本的なことを全ての子どもを対象にしていく、しかも大人の段階に至るまで切れ目なく、市民に可能な限り具体性を持ってそして何かあった時にしっかりとどこかに頼るところがある、どこかに相談できる場があるというような基本にあるものになったらと思う。(増田委員長)

■議事3 その他(保育所整備計画(ガイドライン)(案)について) (放課後児童クラブ整備計画(案)について)

事務局 祖慶より資料4により説明

山下より資料5により説明

○保育所整備計画29ページ以下について、2号認定のところ初めて見たところだと思うが、「教育ニーズの強い子ども」と「左記以外」というのに分かれている。これが元の表で2号の教育ニーズの強い子どもという方が幼稚園の認定こども園、左記以外というのが保育所認定こども園というところに計画に入っていると思う。この教育ニーズの強い子どもというのは、ニーズ調査で出てきた。保護者の方で3、4、5歳で教育を必要としないお子さんと思ってアン

ケートを書いた方はいないのではないか。この2つの2号認定の分け方をもう1回、それから表現の仕方を伺いたい。(瀬木委員)

→教育ニーズの強い子どもの記載の方法については、県計画に記載してある内容と合わせた形で記載させていただいているが、記載方法は検討させていただく。2号認定の分け方については、需要調査の結果でフルタイム×フルタイム等、2号認定になる保護者が今後どの施設を使いたいかという質問に対して、幼稚園、認定こども園と回答した方を教育ニーズの強い子どもと表現している。(事務局)

→22ページと24ページで幼稚園及び認定こども園、それから(2)の保育所及び認定こども園が意味する部分は何が違うのか。(瀬木委員)

→22ページの幼稚園及び認定こども園に関しては、3歳以上の方が使う施設として幼稚園と認定こども園どちらかを使う場合にはことらでカウントし、24ページ以降については、3歳未満の量の見込みを確保するのに認定こども園を使用している表となっている。両方で認定こども園を記載しているかたちとなっている。(事務局)

○放課後児童クラブだが、これだけ足りない状況という中で、今やっている財団が良い悪いではなく、この数を確保していくのに本当に一つの法人でやっていくのが妥当なのか。もう一度市には考えていただきたい。新制度になってまた一つ大きな転換期だと思う。今度ガイドラインではなく、放課後学童クラブ運営指針というものが今パブコメで出ているので、質のバラつきという部分でも20年前とはずいぶん違うと思う。そういう状況の中で財団で行くということ自体が本当に納得性があるのかと思うがいかがか。(瀬木委員)

→ガイドラインがあるから皆守れるルールが出来ると思うが、考え方として、今児童クラブを運営している財団が条例ができたから70人預かっているのを30人さようならという訳にはいかない。まず事業者として自分たちで施設を増やさないといけないという意識がある。なおかつそれ以上作らないといけないことが表を見れば分かるが、財団も正直80施設でどれだけの人間を育てないといけないのかという大変な苦勞を背負うわけであり、やはり市も2年後には確実に方向性を示したいということで進行管理していければと思う。(事務局)

→今のところは了承したが、やはりいくつかの法人が入るということは、質を上げるという意味でも競争になると思う。そういう観点でもご検討いただきたい。(瀬木委員)

以上